

実証事例【NKN協会】

目 次

I. 不祥事の概要

- 1. NKN協会における不祥事の概要 P 3
- 2. 調査委員会の体制とその対応 P 4
- 3. 文部科学省への報告書の内容 P 5

II. NKN検定協会の対応

- 1. NKN協会のガバナンス状況 P 7
- 2. 監事の対応とその問題点 P 10
- 3. 協会の改善策 P 10
- 4. 企業不正に有効な内部統制とモニタリング機能とは P 11
- 5. 公益法人制度改革 P 11

- <参考文献> P 14

I. 不祥事の概要

1. NKN協会（以下、協会と略す）における不祥事の概要

協会は、昭和50年（1975年）に前理事長が任意団体として設立。その後就任した長男（前副理事長）とともに家業として能力検定試験を実施していたが、平成4年（1992年）に旧文部省より当時の民法（財団法人）の規定に従って財団法人として許可された。当時の民法第34条には「（前略）公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と定められている。

協会は、「検定ブーム」に乗った受験者の増大もあり、平成18～19年度（2006～2007年度）に合計約15億円の利益を計上、平成19年度（2007年度）末の資産総額は約73億円にまで膨らんだ。また、前理事長又は前副理事長が代表取締役を務めるファミリー企業4社（O社、NTJセンター、MB社、BK研究所）との取引が、平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）（12月末時点）の3年間だけで66億円、当初からの17年間の総額が約250億円に上ることが判明した。

文部科学省（以下、文科省と略す）は平成16年度（2004年度）以降、再三にわたって「対価が適正でない」として、検定料の引き下げなどを指導してきた。協会は平成19年度（2007年度）から検定料の一部値下げをしたり、改善計画を回答したりしたが、文科省は具体的な対策ではないとして、またファミリー企業4社との取引の問題で、平成21年（2009年）2月9日に立ち入り検査を実施した。

文科省改善報告要請事項（平成21年（2009年）3月10日付 20生推第7の37号）

- (1) 利益の削減：公益事業において多額の利益を生じている。事業の収支が均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合でも、法人の健全な運営に必要な額にとどめるべきである。検定料の引下げを行うとともに、他の公益事業の充実を図ること。今後5年間の具体的な取組み内容及び収支差額の見積もり、利益が生じた場合の具体的な使途をあらかじめ明確にした公益事業実施計画を作成すること。
- (2) 特定資産の支出計画：現在保有している建設資金引当資産等の、今後の具体的な支出計画が明確でない。保有する個々の特定資産について、使用目的、目的遂行のために必要な額、具体的な使用時期、目的外取り崩しの要件等を明確にした今後の支出計画を作成すること。
- (3) 利益相反取引：理事が代表者を務める会社との取引に関し、その必要性等が不明瞭である。関連4企業との間でこれまでなされたすべての利益相反取引について、個々の取引ごとの実態を詳細に調査すること。理事の利益相反取引に係る手続きを整備すること。
- (4) K資料館用の土地建物：購入後5年以上経過した現在においても、所期の目的としての運営がなされていない。その原因を明らかにし、寄付行為（定款）に定められた目的・事業に照らした必要性・妥当性を十分に検討した上で、今後の具体的な使用計画ないし処分計画を作成すること。
- (5) 供養塔：寄付行為（定款）に定められた事項に鑑みると目的外支出にあたる。

- (6) 役員、評議員：業務運営にあたり、理事長、理事会、監事、評議員会が、その役割を適切かつ十分に果たす必要があるところ、そのような状態にあるとは言い難い。特に、理事会への理事の出席率が低かったこと、各理事の役割が不明瞭であったこと、評議員会におけるチェックが十分でなかったことに鑑み、理事、監事及び評議員の構成の見直し、理事相互の役割分担の明確化について検討を行い、具体的な措置をとること。

なお、協会はこれ以前にも下記の指導を受けていた。

文科省改善報告要請事項（平成20年（2008年）6月4日付「実地検査の結果について（通知）」）

- (1) 収支の均衡を基本に、必要な額以上の利益を生じないように、検定事業における対価の引下げ等の対抗措置の検討を行うこと。
- (2) 経理規程を改正、整備すること。
- (3) 基本財産台帳・固定資産台帳・特定資産台帳を作成し、備えること。
- (4) 公認会計士等の監査を受けるとともに、監査報告書の写しを文科省に提出すること。
- (5) 平成19年度（2007年度）収支計算書について注記を付して作成すること。

2. 調査委員会の体制とその対応

協会は、今回の文科省立ち入り検査前の平成21年（2009年）2月6日の理事会で、独立した調査委員会の設置を決めている。委員会の体制、目的、報告書のポイントは以下のとおり。

委員会名		体制	設置目的
調査委員会	調査期間 2月28日 ～ 3月23日	委員長：弁護士 委員：下記の4名 協会の評議委員 2名 公認会計士 1名 弁護士 1名 調査補助者：弁護士2名	公益法人としての法令順守の観点から、外部有識者で構成する調査委員会を新設し、事業運営・各社間取引・財務会計処理の実態について事実関係の調査を行う。その結果を踏まえて、公益法人としての適正な事業運営と内部統制の向上をはかるための基本方針を提言する。
	調査報告書 4月2日	【報告書のポイント】 ・理事・評議員・監事の人事権が理事長に集中。 ・外部招聘理事・評議員は、著名な文化人、学識経験者らであったが、特に理事会への欠席が多く、書面による議決権行使が多かった。 ・重要な情報、利益相反取引に関する情報が、あえて理事・評議員に伝達されていない。 *詳細は「Ⅱ-1. NKN協会のガバナンス状況」に記載。	

3. 文部科学省への報告書の内容

報告日／報告先	報告内容
<p>平成 21 年(2009 年)4 月 15 日 文科省 生涯学習政策局長 「報告書」 (前理事長名で提出) 文科省 改善報告要請事項 平成21年(2009年) 3月10日付 20生推第7の37号 への回答</p>	<p>1. 調査委員会の設置と、その報告に基づく報告であること。</p> <p>2. 責任の所在</p> <p>(1) 理事会、評議員会、監事の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事：理事会において能動的に議論し、理事長等の業務執行を監督することが求められていたにもかかわらず、多くは理事会に出席しないなど、その職責を十分に果たさず、理事長等に運営を任せきりにした責任あり。 ・評議員：理事長の諮問機関として、公益性維持の観点からチェック機能を果たすべきところ、その職責を十分に果たさず、結果的に、理事長等の方針を認証する機関にしてしまった責任あり。 ・監事：監査範囲は法人の財産の状況のみならず理事の業務執行の状況にまで及ぶところ、理事長等の業務執行を過度に信頼し、監査が不十分であったという責任あり。 <p>(2) 理事長及び副理事長の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システムを適時に構築したとは言い難い。 ・理事会・評議員会の機能を果たすために必要な一定の重要情報を報告しなかった。 ・利益相反取引の認識なし。 ・K資料館用の土地建物では、法令上の制限について事前確認が不十分。 ・供養塔は、公益法人の寄付行為目的が他の法人の定款目的に比べ厳格に解釈されることへの配慮を欠いた。 <p>3. 改善の方針</p> <p>(1) 理事長及び副理事長の辞任。但し、役付でない理事として残る（その後平成 21 年(2009 年) 4 月 15 日に全役職を辞任した）。</p> <p>(2) ガバナンス体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引にかかる手続きの整備、理事会・評議員会・役員のあり方について抜本的に見直す。 ・内部統制システム整備に関する基本方針を策定し、具体化する。
<p>平成 21 年(2009 年) 4 月 15 日 文科省 生涯学習政策局 生涯学習</p>	<p>1. 公益事業における利益について</p> <p>(1) 利益の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検定料の値下げ ・他の公益事業の充実 <p>(2) 特定資産の支出計画</p>

<p>推進課長</p> <p>「実地検査の結果に基づく改善報告書」 (前理事長名で提出)</p> <p>文科省 改善報告要請事項 平成21年(2009年) 3月10日付 20生推第7の37号 への回答</p>	<p>2. 法人理事が役員である企業と法人との取引について</p> <p>(1) 利益相反取引に係る手続きの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の利益相反取引に係る手続きの制定 ・利益相反取引の承認基準の明確化 ・手続きの実施を確保する仕組みの整備(規程類の整備) ・検証及び不備是正の仕組みの整備(事後検証、監査等) <p>(2) これまでの利益相反取引に係る実地調査と検証</p> <p>3. K資料館用の土地建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因(京都市条例の検討を怠る)と改善策(売却処分) <p>4. 供養塔の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因(認識不足)と改善策(理事長、副理事長による弁償) <p>5. 役員・評議員のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題点と改善策(選任基準の見直し、書面による議決権行使の原則禁止、情報共有の整備、外部監査の導入、等) <p>6. 実行スケジュール</p>
<p>平成21年(2009年)4月30日 文科省 生涯学習政策局長</p> <p>「法人運営の改善について」報告 (新理事長名で提出)</p> <p>文科省 貴法人運営の改善について(通知) 平成21年(2009年) 4月24日付 21諸文科生第6009号への回答</p>	<p>1. 説明責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書(4月2日付)を真摯に受け止め、すべての事項を検証し、速やかに改善する。 ・「新生NKN 100日プロジェクト」を発足させる。 ・改善結果、改善に向けての方針・スケジュール等の確定時には、文科省に報告するとともに、プレス発表、ホームページ等を通じて積極的に情報を共有していく。 <p>2. 運営体制の抜本的な改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事及び評議員の人事を含めた体制の刷新、常勤理事の複数化による執行体制の安定化、強化をはかる。 ・監事に公認会計士、弁護士を選任し、外部監査も導入する。 ・事務局職員の意識改革を図る施策を実施する。 <p>3. 利益相反取引の解消及び損害賠償請求等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引は、全面的かつ可及的早期に中止する方針で検討。 ・損害賠償は、調査委員会の調査結果を精査し、金額を確定した上で実施する。 <p>4. 検定料の更なる引下げについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受検者」の視点に立って、引き続き検討する。

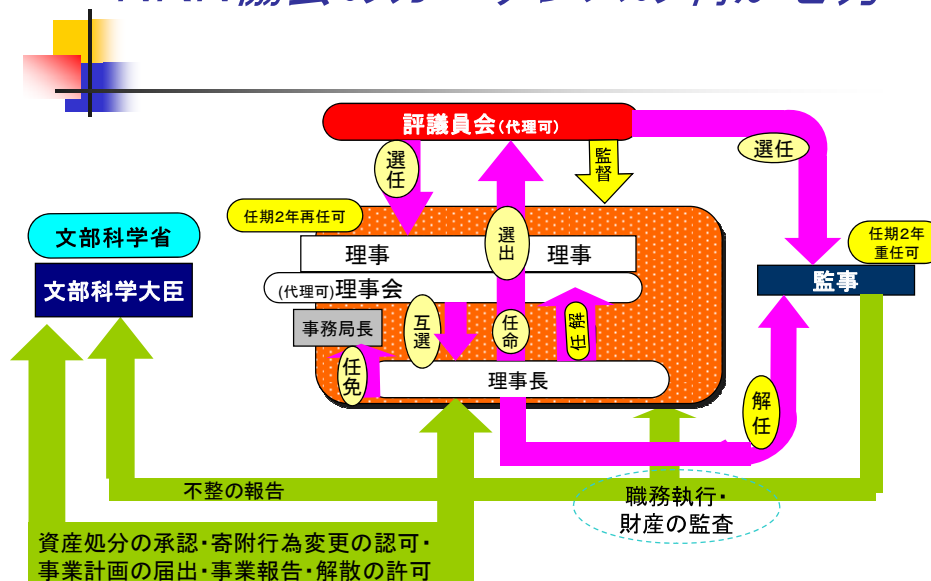
<p>平成 21 年(2009 年)7 月 27 日 文科省 生涯学習政策局長</p> <p>「法人運営の改善について」報告 (新理事長名で提出)</p>	<p>平成 21 年(2009 年)4 月 30 日提出の「法人運営の改善について」に基づき、「新生NKN 100 日プロジェクト」の取り組み状況の報告。および今後の取り組みについての報告。</p> <p>「今後の取り組みについて」は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公益法人としてふさわしい事業・財務構造の構築 2. 公益法人としてふさわしい運営体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進室による組織体制の見直し、規程類の制定、等 3. 説明責任をさらに果たせる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・国民の声を受信する機能の充実、積極的な情報開示、等 <p>*詳細は「6. 協会の改善策」に記載。</p>
---	--

II. NKN協会の対応

1. NKN協会のガバナンス状況

協会における不祥事については前記のとおりであるが、調査委員会の調査報告書[平成 21 年(2009 年)4 月 2 日]から、協会のガバナンス状況をまとめた。

NKN協会のガバナンスの利かせ方



(1) 理事および理事会

①財団法人における理事および理事会の役割

理事は、その代表機関であって、かつ財団法人の事業等にかかる業務執行機関である。

理事のうち1名を理事長とする。協会の寄付行為上、その代表権は理事長にある。

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有する。そのため、理事会の成立要件および議決要件は、理事の多数の意思が適正に反映されるように定めなければならない。

②選任と解任

理事は、評議員会で選任され、その任期は2年である。

解任については、職務上の業務違反その他地位にふさわしくない行為が認められるような場合に、理事現在数および評議員現在数の各々3分の2以上の議決により、理事長が解任できる。「解任できる」とは、解任するかどうかは形式的には理事長の裁量とされている。

③理事会の運営

i) 理事の構成、人選

常勤理事は、平成14年(2002年)以降は理事長1名のみ。理事会は、理事長、副理事長と外部招聘理事によって構成されていた。外部招聘理事は、理事長が人選した極めて著名な文化人、学識経験者らである。

ii) 各理事の職責ないし職務分担

外部招聘理事については、何らかの責任分担、役割分担が定められたことはない。

iii) 理事会の運営

理事長の招集により、年2回開催されている。

平成15年度(2003年度)第1回理事会の頃より、書面による議決権を行使する理事が現実の出席理事を上回るようになり、平成18年(2006年)以降は、理事長以外の出席理事は1~2名に留まっている。

上程されている議案ないし報告事項からは、財務ないし業務に関する個別具体的な問題について、実質的に討議されたような事実は認めがたい。

iv) 重要な情報の不伝達

文科省の实地調査結果[平成20年(2008年)6月4日付]が、その求めている検討結果の報告期限[平成20年(2008年)7月31日]までに各理事に報告された事実が認められず、協会に関する一連の新聞報道等がなされた後に開催された理事会で報告された。また、収支決算の承認は、理事会の決議事項であり、かつ評議員会の承認事項であるが、平成18年度(2006年度)の決算報告では、関連4社との間の取引は理事会、評議員会では開示されず、公認会計士による決算報告書案が活かされず、関連当事者間取引について注記のない決算報告書が提出されている。

(2) 評議員および評議員会

①財団法人における評議員および評議員会の役割

理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関。

評議員会は、理事および監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関である。

評議員会は、一定の重要な事項についての事前のチェック機関、理事の監督機関としての機能を有している。

②選任と解任

評議員は、理事会で選出され、理事長が任命する。

解任については理事と同じ。理事、評議員の3分の2以上の議決で、理事長が解任できる。

③評議員会の運営

i) 評議員の構成、人選

いずれも外部招聘で、著名な文化人、学識経験者らである。主として理事長が人選し、理事会に上程、同会で正式に選任されている。

ii) 評議員会の運営

理事長の招集により、年2回開催されている。

理事会同様書面による議決権が認められているが、現に出席した評議員が書面による議決権行使評議員を上回ることが多かった。

しかし、上程された議案は、定型的な議案がほとんどであって、業務ないし財務にかかる個別具体的な議案ないし報告事項に極めて乏しい。

iii) 重要な情報の不伝達

理事会と同様。

(3) 監事

①財団法人における監事の役割

改正前民法上は任意機関とされているものの、財団法人の財産状況ないし業務執行状況を監査し、法令違反等の事実を摘発する等の重要な役割を有している。

②選任と解任

監事は、評議員会で選任され、その任期は2年である。

解任については理事、評議員と同じ。理事、評議員の3分の2以上の議決で、理事長が解任できる。監事は2名とも税理士であり、設立以降、現在に至るまで同一人が再任されており変動はない。

③監事の活動状況

2名の監事は、各理事会、評議員会に概ね出席している。

監事は、協会の財務状況および業務状況にかかる情報を詳しく知りうる立場にあった。

しかしながら、協会と関連4社との取引についても、これを認識していた、あるいは認識し得たにもかかわらず、理事会ないし評議員会に対して、何らかの形で報告したような事実は認められない。よって、監事両名はその職責を十分に果たしていたとは言い難い。

(4) 総括

今回の不祥事は、前理事長が設立した当初の私的な任意団体から特例財団法人への変化が意識されなかったこと、また協会の機関としてのチェック機能が欠如していることが根底の原因である。

①理事長への権限が集中し牽制機能が働かない。

実質的に評議員の任命権・解任権を持ち、理事・監事の解任権を持つことにより、評議員と

理事の牽制機能を大幅に喪失させている。理事長に役員人事のすべてを集約したことに、財団法人としての適正な運営を行ううえでの問題があったと考えられる。

②理事会、評議員会の機能不全

役員に著名人が多いこともあり、特に理事会では欠席者が多かった。個別具体的な問題について実質的な討議がされず、書面による議決権行使が行われていた。

また、重要な情報が伝えられていなかった。

③監事の機能不全

調査報告書[平成 21 年(2009 年)4 月 2 日]に、「監事兩名は、理事長・副理事長の事業運営を安易に信頼し、受動的にこれを受け入れたと考えられ、十分な情報収集を行わずに監査意見を付していたものであって、その職責を十分に果たしていたとは言い難い。」と記述されているように、監事は全くと言ってよいほど役割を果たしていない。

2. 監事の対応とその問題点

監事は、税理士という立場から協会の財務状況については、十分理解できる能力はあったと思われる。また、理事会、評議員会へは概ね出席しており、理事の出席状況や定型的な議題が多い等、運営が異常であることには気づくべき立場にあった。

実質的な任命権・解任権を理事長が持っていたこと、協会設立以来同一人が再任されており変動がなかったこと、等が監事の機能を損ねた問題点として挙げられるが、監事自身が営利を目的としないという公益法人についての認識がどの程度あったのか疑問がある。

3. 協会の改善策

(文科省生涯学習政策局長宛 「法人運営の改善について」報告 平成 21 年(2009 年)7 月 27 日)

(1) 理事および理事会

理事長を含む常勤理事を 4 名選任し(非常勤 3 名で合計 7 名。うち留任は非常勤の 1 名)、それぞれの役割を明確にした。理事長、副理事長は退任し、新理事長が平成 21 年(2009 年)4 月 16 日に就任した(2009 年 12 月 21 日現在の理事 10 名。1 名退任、4 名就任)。

理事会は、定時・臨時を織り交ぜ、年間最低 4 回実施、常勤理事ミーティングを定例化し、月 2 回実施する。これにより、合議制による業務執行の強化を図り、公正で透明性の高い運営が可能となった。

(2) 評議員および評議員会

各界から 7 名を新たに選任し(留任 9 名で合計 16 名)、協会運営に対する監視と事業運営へのより有意義なアドバイスが受けられる体制を構築した(2009 年 12 月 21 日現在の評議員 17 名。1 名就任)。

(3) 監事および外部監査

有名無実化していた監事を刷新(公認会計士、弁護士を各 1 名選任)するとともに、責任ある監査が執行できるよう監事の報酬を定めた(2009 年 12 月 21 日現在、監事は変更なし)。また、会計監査法人による外部監査を導入した。

(4) 内部統制推進室

全役職員の法令遵守（コンプライアンス）意識と業務改善を促進するために、理事長直轄として新設した。内部統制推進室では、①協会組織体制の順次見直し、②職責の明瞭化、③業務遂行規程等の整備、を行いつつ、内部のみならず対外的にも明確で透明性が高く説明責任を果たせる機能と組織体制を構築する。また、「内部通報（公益通報）制度」を抜本的に見直し、組織の自浄作用が発揮される仕組みを構築した。

(5) 監査室

法令遵守と内部統制状況を監査する監査室を設置する。

(6) 利益相反取引は、〇社との本部ビルの賃貸を除き、全て解消。

4. 企業不正に有効な内部統制とモニタリング機能とは

今回の不祥事の原因は、家族経営の延長のままで財団法人の運営がなされたこと、理事長へ権限が集中し、牽制機能が全く働かなかったことによるものである。実質的な任命権・解任権を理事長が持っていたことから、どこまでできたかは難しい問題であるが、監査（監事）の立場でやらなければならなかったこととして下記の点が考えられる。

①理事会、評議員会の実効的な開催要求。

各役員の会議への出席状況から、日程調整等の改善を要求すべきと思われた。

②理事会、評議員会の議案の確認。

利益相反取引、土地建物の購入等の重要情報が会議へ上程されているか確認し、確実に伝達されるよう注意すべきであった。

③規程類の確認・整備。

特に「組織規程」「業務分掌規程」「決裁権限規程」等を確認し、必要に応じて制定・改訂を求め、権限の一極集中がないように配慮する必要があった。

5. 公益法人制度改革

今回の協会の問題発生の背景として、公益法人に対する法制度の不備が大きな原因となったと考えられる。旧民法は、公益法人のガバナンスに関し、(財団)法人の機関として理事の設置が必要であると規定していたものの、監事については設置の有無を法人に委ねる旨を規定し、その他の機関、例えば理事会や代表理事については何も規定していなかった。さらに機関の権限についても、旧民法はそのほとんどを当該法人の自治に委ねていた。もちろん、ガバナンスが公益法人の自治に委ねられていること自体に問題があるわけではない。しかしながら、今回の不祥事は、ガバナンスが公益法人の自治に委ねられていることに乗じ、法人の理事長が自己の利益を優先するという恣意的な法人運営の結果引き起こされたことは紛れもない事実である。

このような法制度上の不備を解消するため、平成 18 年（2006 年）5 月 26 日、公益法人制度改革関連三法が成立し、平成 20 年（2008 年）12 月 1 日に施行された。この三法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）、「公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）、および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という）の三つを指す。新法は、ガバナンスについては法人の自治に委ねることを基本としながらも、公益法人としてふさわしい機関設計や機関の権限についての必要最小限の事項について明確に定めている。それゆえ、協会が設立された時点で現在の公益法人制度改革関連三法が施行されていれば、今回のような不祥事は起きなかった可能性があることは否定できない。そこで以下では、新旧制度の要点を比較し、平成 18 年（2006 年）の改正でどのように制度が改善されたかを項目ごとに明らかにする。

なお、協会のような旧民法に基づく財団法人は上記整備法により根拠法がなくなり、現在では一般法人法および整備法に基づく一般財団法人に位置づけられる（「特例財団法人」と呼ばれる）こととなったため、以下では旧民法の財団法人の規定と「一般財団法人」との比較を行う。

項目		民法（財団法人）の規定	一般法人法の規定
法人格の付与		主務官庁が許可（34 条）	法人格の取得は一般法人法に基づく準則主義を採用し、公益性判断は別の法律（公益認定法）で規定。
法人の規模による分類		なし	負債 200 億円以上の大規模法人を定義（2 条 1 項 2 号）
機関 設置 義務	評議員及び 評議員会	規定なし。 実務的に理事会の諮問機 会として機能。	設置が義務付け（170 条 1 項）
	理事及び 理事会	理事の設置義務（52 条 1 項）。理事会の規定なし。	設置が義務付け（170 条 1 項）
	監事	任意（58 条）	設置が義務付け（170 条 1 項）
	会計監査人	規定なし。	大規模一般財団法人は設置が義務付け （171 条）
役員 の 員数 ・ 選任 の 方法	評議員	規定なし。	定款の定める方法により（153 条 1 項 8 号） 3 名以上を選任（173 条 3 項）。理事または 理事会の選任不可（153 条 3 項 1 号）
	理事	1 人または複数 （第 52 条第 1 項）。	評議員会の決議により（177 条 63 条 1 項 準用）3 名以上を選任（177 条 65 条 3 項準 用）
	監事	規定なし。	評議員会の決議により（177 条 63 条 1 項 準用）1 名以上を選任。
役員 の 欠格事由		規定なし。	法人、成人被後見人等は不可。同一法人の理 事または使用人と監事の兼任不可（177 条）。

項目		民法（財団法人）の規定	一般法人法の規定
役員 の 報酬	評議員	規定なし。	定款で規定（196条）
	理事	規定なし。	定款の規定、若しくは評議員会の決議（197条）
	監事	規定なし。	定款の規定、若しくは評議員会の決議（197条）
代表理事の選任		すべての理事は代表権を有す（53条）。	理事会は理事の中から代表理事の選任義務を負う（197条 90条3項準用）。
利益相反行為		（57条） 「法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。」	理事は、理事会において、利益相反取引につき、重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない（197条 84条1項準用）。さらに、当該取引を行った理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない（197条 92条2項準用）
法人税課税関係		収益事業のみに課税 （公益法人制度改革関連3法施行以前）	原則全事業課税。 ただし、非営利性が徹底された法人、公益的活動を目的とする法人は収益事業についてのみ法人税が課税される。 また、公益財団法人に移行した場合は、収益事業についてのみ課税される。

<参考文献>

熊谷則一『公益法人の基礎知識』、日本経済新聞出版社、2009年

NKN協会調査委員会「調査報告書 平成21年（2009年）4月2日」

NKN協会「文部科学省生涯学習政策局長宛『報告書』平成21年（2009年）4月15日」

NKN協会「文部科学省生涯学習推進課長宛『実地検査の結果に基づく改善報告書』平成21年（2009年）4月15日」

NKN協会「文部科学省生涯学習政策局長宛『法人運営の改善について』報告、平成21年（2009年）4月30日

NKN協会「文部科学省生涯学習政策局長宛『法人運営の改善について』報告、平成21年（2009年）7月27日」